

8月行事予定

1	金	乳幼児こころの健康相談(ゆめトピア長船)14:00~15:00
2	土	2008牛窓花火大会(牛窓港周辺)20:00~ 思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00
3	日	瀬戸内中学校ソフトテニス交流大会(邑久スポーツ公園テニスコート)9:00~ 歩こう会(長船四辻山コース)
4	月	
5	火	育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
6	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00
7	木	知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00 ちびっこ水泳教室(長船B&Gプール)9:00~
8	金	精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~14:30 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
9	土	わくわく健康キャラバン(美和小学校体育館)19:00~ 思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00
10	日	
11	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
12	火	行政相談(ゆめトピア長船)9:00~12:00 身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
13	水	
14	木	
15	金	
16	土	
17	日	市長杯瀬戸内市空手道練成大会(邑久B&G体育館)9:30~
18	月	
19	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
20	水	心配ごと相談(邑久町総合福祉センター)9:00~15:00 住宅増改築相談(瀬戸内市役所)9:00~15:00
21	木	行政・人権・消費生活相談(瀬戸内市役所)9:00~12:00 子ども人権相談(瀬戸内市役所)9:00~12:00 育児相談(ゆめトピア長船)9:30~11:00 知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
22	金	人権相談(ゆめトピア長船)9:00~12:00 子ども人権相談(ゆめトピア長船)9:00~12:00 精神保健福祉相談(ゆめトピア長船)13:30~14:30
23	土	喜之助フェスティバル2008瀬戸内(邑久町公民館主会場)9:00~16:30 思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00
24	日	喜之助フェスティバル2008瀬戸内(邑久町公民館主会場)10:00~16:00 瀬戸内市陸上競技記録会(岡山市神崎山公園競技場)8:30~
25	月	こころの健康相談(ゆめトピア長船)13:30~15:00
26	火	身体障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
27	水	行政・人権相談(牛窓町公民館)9:00~12:00 心配ごと相談(牛窓町公民館)9:00~15:00 年金相談(牛窓町公民館)10:00~15:00 子ども人権相談(牛窓町公民館)9:00~12:00
28	木	知的障害者専門相談(地域生活支援センタースマイル)13:00~17:00
29	金	
30	土	思春期こころの健康相談(地域生活支援センタースマイル)10:00~15:00
31	日	スポ少市長杯争奪ソフトボール大会(長船スポーツ公園多目的広場)8:30~

農業体験交流ツアー

農業体験などを通じて、県内在住の農業青年と交流を行います。農業や自然に興味のある女性の人、参加してみたいかがでしょうか。

- ▽日時 9月6日(土)
- ▽場所 瀬戸内市内、岡山市内
- ▽内容 アスパラガス収穫体験、ジェラート試食、懇親会など
- ▽募集人数 20歳以上の独身女性、15人程度

おさふね介護教室

備前県民局岡山農業普及指導センター
086-233-9849

- ▽日時 8月28日(木) 午後1時30分~2時30分
- ▽場所 長船荘デイサービスセンター
- ▽内容 「効果的に筋力をつける方法」
- ▽講師 山西孝彦理学療法士
- ▽参加費 無料

表紙説明

瀬戸内市FOS少年団主催による「泥んこ大会」が、7月6日に邑久町豊原の休耕田で行われました。写真は、その中の綱引き競技の様子。みんな泥まみれになって、思いつきりはしゃいでいました。

人の動き

《平成20年7月1日現在》

- 人口 39,875 人(-44)
- 男 19,025 人(-28)
- 女 20,850 人(-16)
- 世帯 14,247 戸(-17)

離婚時の厚生年金分割制度

近年、中高齢者などの離婚件数が増加している中、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題が指摘されていました。このような事情を考慮して、平成16年の年金制度改正により、離婚などをした時に厚生年金の保険料納付記録(注)を当事者間で分割することができる制度が導入されました。【離婚時の厚生年金分割制度(注)】:厚生年金の保険料納付記録は、厚生年金保険料の計算の基準になるとともに、老齢厚生年金などを受けるときに、その年金額の計算の基準になります。

【合意分割制度】平成19年4月1日から実施

合意分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

- ★平成19年4月1日以後に離婚した人や事実婚関係を解消した人など
- ★当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合(上限50%)を定めたこと
- ★請求期限(原則として離婚などの翌日から2年)を経過していないこと
- *この制度により分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

【3号分割制度】平成20年4月1日から実施

3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった人からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつに分割することができる制度です。

- ★平成20年4月1日以後に離婚した人や事実婚関係を解消した人など
- ★平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること
- *この制度により分割される保険料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます。

保険料納付記録を当事者間で分割した後は、分割後の保険料記録に基づき、それぞれ老齢厚生年金や障害厚生年金などの年金額が計算されます。

ただし、分割を受けた人が分割後の記録に基づく年金を受けるには、ご自身の保険料納付記録などによって受給資格期間を満たしている必要があります。

■問い合わせ先

- 岡山東社会保険事務所 ☎086-270-7928
- 岡山年金相談センター ☎086-251-0052
- ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

